

編集委員会運営規則（一部改定）

（設置）

第1条 本学会運営規則2-1に基づいて学会機関誌を編集するための編集委員会を置く。

（任務）

第2条 編集委員会の任務は学会機関誌「日本エイズ学会誌（英文名：The Journal of AIDS Research）」の編集に関する次の事項とする。

1. 投稿原稿の査読結果の検討および採否の決定
2. 投稿の依頼及び勸奨
3. 投稿規定の検討
4. 編集委員候補者の推薦
5. その他編集に関すること

（組織・構成）

第3条 編集委員会の構成は編集委員長1名、編集副委員長1名、編集委員を含め10名程度とする。

（編集委員の選出）

第4条 編集委員は、理事会の議を経て本学会員の中から理事長が委嘱する。

第5条 編集委員長及び編集副委員長は、編集委員による互選とする。

（査読委員の選出）

第6条 編集委員会は論文審査のため、専門分野を考慮して本学会員及び必要に応じ、非学会員の中から適当数の査読委員を選出することができる。査読委員は編集委員長が委嘱する。

（運営）

第7条 編集委員会の招集は編集委員長が行い、議長の任にあたる。委員長が不在の場合は副委員長がその任にあたる。

第8条 委員会は、編集委員長・副委員長を含めた編集委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数により決し、同数の場合は、議長が決する。

（任期）

第9条 編集委員の任期は原則として4年とし、再任は一回までとする。改選は原則その半数にとどめる。

第10条 投稿規定の改正は編集委員会が定め、学会機関誌に掲載する。ただし、経費および編集方針等重要事項に関しては理事会の議を経て定めることとする。

（理事会への報告）

第11条 編集委員長は毎年度の理事会において編集状況に関し報告しなければならない。

（本会則の改廃）

第12条 本会則の改廃は理事会の議を経て実施し、学会の機関誌に公表する。

（付則）

本規定は1998年12月1日から施行する。

2003年5月16日一部改定